

業務方法書運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、業務方法書に基づき当社が定める事項及び業務方法書の運用にあたり必要な事項について規定する。

(清算資格の取得申請)

第2条 業務方法書第6条第1項に規定する清算資格の取得申請は、清算資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 取得しようとする清算資格の種類、自社清算資格又は他社清算資格の別及び適合する財務基盤に係る要件の別
- (2) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (3) 本店又は主たる事務所の所在地
- (4) 代表者名
- (5) 損失の危険の管理及び法令等の遵守に関する業務執行体制

2 前項の清算資格取得申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 指定市場開設者の市場会員等（自己の計算による取引を行うことができる取引資格を有する会員等）又は受託会員等（自己の計算による取引及び委託者の計算による取引を行うことができる取引資格を有する会員等）の別を証する書面（ただし、業務方法書第7条第1号ロに規定する要件において清算資格の取得申請を行う者にあつては、当該要件に適合することを証する書面）
- (2) 申請者の概要に関する書面
- (3) 登記事項証明書（清算資格取得申請書の提出日（以下この項において「提出日」という。）前三月以内に作成されたもの。）
- (4) 提出日前二月以内の日を基準日として作成された純資産額に関する調書（商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）に様式第1号として規定する書類をいう。以下同じ。）又は原則として提出日前六月以内に金融商品取引法若しくは銀行法等の規定により提出した有価証券報告書、四半期報告書若しくは業務報告書等に基づき作成された純資産額に関する調書
- (5) 収支状況において安定的収益が見込めることを証する書面並びに直前三事業年度における会社法第435条第2項に基づき作成する計算書類、事業報告書及びこれらの附属明細書、金融商品取引法第24条に基づき作成する有価証券報告書、金融商品取引法第46条の3に基づき作成する事業

報告書又は銀行法第19条に基づき作成する業務報告書

- (6) 清算資格を取得しようとする者が商品先物取引業者の場合は、提出日の直前の月末を基準日として作成された純資産額規制比率に関する届出書（省令に様式第10号として規定する書類（当該商品先物取引業者が、省令第100条第2項の規定に基づき純資産額規制比率を算出し、書面により主務大臣に届け出ている場合にあつては、当該書面に代えることができる。）をいう。以下同じ。）
- (7) 業務方法書第7条第5号ロ又はハの財務基盤に係る要件において清算資格の取得申請を行う者にあつては、現物の取扱実績（受渡しを含む。）があること等により、現に現物及び関連物品の取扱いを業として行っている者であることを証する書面
- (8) 業務方法書第7条第5号ハ又はニの財務基盤に係る要件において清算資格の取得申請を行う者にあつては、親会社の保証を証する書面、親会社の財務基盤に係る要件に関する書類及び親会社が当社の指示に応じた支払いの履行を行う旨を証する書面
- (9) その他当社が必要とする書面

(指定市場開設者の会員等でない他社清算参加者の資格要件等)

第3条 業務方法書第7条第1号ロ及び第32条第1号に規定する要件は、非清算参加者の商品清算取引の受託のみを行う他社清算参加者であつて、あらかじめ清算受託契約に定めた特約事項に該当することとなった場合にあつては、非清算参加者の商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、転売若しくは買戻しにより任意に処分する又は指定市場開設者の会員等に引き継ぐこと等について、当社の承認を受けた者であること。

- 2 前項の承認を受けた者は、当該承認に係る清算受託契約等を変更しようとするとき又は他の非清算参加者と清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならない。

(清算資格の取得手続)

第4条 業務方法書第8条第1項に規定する清算資格の取得手続は、清算資格取得手数料の納入（既に当社の清算資格を有する者がその種類を追加する場合を除く。）その他当社が必要と認める手続とする。

- 2 前項に規定する清算資格取得手数料は、10万円とする。ただし、清算資格の取得申請者が、業務方法書施行時に清算資格の取得に係る指定市場開設者のいずれかの指定商品市場の会員である場合は不要とする。

(清算参加者契約の締結)

第5条 業務方法書第11条に規定する清算参加者契約は、様式1又は2により行うものとする。

(審問に関する手続き)

第5条の2 業務方法書第14条第2項の審問の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当社は、あらかじめ審問の事項及び期日をもその対象とする清算参加者に対して通知するものとする。
- (2) 当該清算参加者は、審問の際に陳述を行うことができるものとし、当社は審問の事項、陳述内容その他の事項について記録を作成するものとする。

(清算手数料)

第6条 業務方法書第15条に規定する清算手数料等の額は、取締役会で定める。

2 前項の清算手数料等は、別表のとおりとする。

(届出事項)

第7条 業務方法書第12条、第13条、第17条、第18条、第39条及び第40条に規定する当社への届出及び報告は、当社が指定するときまでに、所定の様式に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 業務方法書第18条第1項第21号に定める事業報告書は、以下のとおりとする。

- (1) 清算参加者が商品先物取引業者の場合は、省令第116条に基づき作成する書類とし、毎事業年度終了後三月以内に提出すること
- (2) 清算参加者が商品先物取引業者以外の場合は、省令第116条に基づき作成する書類又は次の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を、毎事業年度終了後三月以内に提出すること
 - イ 金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書を作成している者
同報告書
 - ロ 金融商品取引法第46条の3に基づき事業報告書を作成している者
(イに掲げる者を除く。) 金融商品取引業等に関する内閣府令第172条に規定する事業報告書
 - ハ 銀行法第19条に基づき業務報告書を作成している者(イ又はロに掲げる者を除く。) 同報告書
 - ニ 会社法第435条第2項に基づき計算書類及び事業報告書並びにこれ

- らの附属明細書を作成している者（イ、ロ又はハに掲げる者を除く。）
会社法第435条第2項に基づき作成する各事業年度に係る計算書類等
ホ イからニまでに掲げる者以外の者 各事業年度に係る貸借対照表、損
益計算書、その他当社が必要と認める書類
- (3) 清算参加者が業務方法書第7条第5号ハ又はニに規定する財務基盤に係
る要件で清算資格を取得している場合は、当該親会社が作成した前2号に
掲げる書類を併せて提出すること。
- 3 業務方法書第18条第1項第22号において、当社が定める書類は次の各
号に掲げるものとし、清算参加者が商品先物取引業者の場合は第1号から第
6号までの書類を、清算参加者が商品先物取引業者以外の場合は第3号、第
4号及び第7号の書類を提出するものとする。ただし、信用格付機関による
格付等により相当の信用力を有すると当社が認める者は、第4号の書類の提
出を要しないものとすることができる。
- (1) 純資産額規制比率に関する届出書
(2) 月次報告書（省令に様式第12号として規定する書類をいう。）
(3) 純資産額に関する調書又は計算書類等
(4) 手元流動資金に関する届出書
(5) 訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書（省令に様
式第6号として規定する書類をいう。）
(6) 他の法人に対する支配関係に関する届出書
(7) 第2条第2項第7号に定める書面（業務方法書第7条第5号ロ又はハの
財務基盤に係る要件において清算資格を取得した者に限る。）
- 4 前項に定める書類の作成基準日及び提出期限は以下のとおりとする。
- (1) 第1号、第2号、第5号及び第6号の書類は、商品先物取引法（昭和2
5年法律第239号。以下「法」という。）及び省令に定める作成基準日
及び主務大臣への提出期限に準ずる
(2) 第3号の書類は、事業年度終了の日及び当該終了日の翌日から起算して
六月目に当たる月の末日を作成基準日とし、基準日から三月以内
(3) 第4号の書類は、月末最終営業日を作成基準日とし、基準日から4営業
日以内
(4) 第7号の書類は、前年4月1日から本年3月末日までの間について、現
物の取扱実績（受渡しを含む。）があること等により、現に現物及び関連物
品の取扱いを業として行っている者であることを証する書面を作成し、6
月末日まで
- 5 第1項の規定にかかわらず、第3項第4号に規定する書類についてはJ C
CHシステムを利用することにより、また、清算参加者が商品先物取引業者

である場合の第3項第1号、第2号及び第5号に規定する書類については日本商品委託者保護基金の構築したCFEFシステムを利用することにより、その作成及び提出を行うものとする。ただし、当社は、清算参加者が省令第100条第2項の規定に基づき算出した純資産額規制比率（以下第7条の3において「自己資本規制比率」という。）を主務大臣に届け出ている場合又は当社が商品取引債務引受業の運営上必要があると認める場合には、当該清算参加者に対し書面により当該書類の提出を求めることができる。

- 6 清算参加者が商品先物取引業者以外の場合であって、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書及び同法第24条の4の7に規定する四半期報告書を作成する者で当社が認めた者は、報告書作成後三月以内に当社に当該報告書を提出することにより、第3項第3号及び第4号の書類の提出に代えることができる。
- 7 清算参加者が商品先物取引業者以外の場合であって、事業年度の期間を三月ごとに区分した期間ごとに計算書類等又は現金及び預金勘定が確認可能な書類を作成する者で当社が認めた者は、書類作成後三月以内に当社に当該計算書類又は当該書類を提出することにより、第3項第4号の書類の提出に代えることができる。
- 8 清算参加者が業務方法書第7条第5号ハ又はニに規定する財務基盤に係る要件で清算資格を取得している場合は、当該親会社が作成した第3項第3号の書類を併せて提出すること。ただし、当該親会社が金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書及び同法第24条の4の7に規定する四半期報告書を作成する者にあつては、報告書作成後三月以内に当社に当該報告書を提出することにより、第3項第3号の書類の提出に代えることができる。
- 9 第2項、第6項及び第8項に規定する有価証券報告書及び四半期報告書の提出について、当該報告書が金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織の使用により同法第27条の30の7第1項に規定する公衆の縦覧に供された場合にあつては、当該報告書は当社に提出されたものとみなす。

（純資産額に係る要件確認）

第7条の2 当社は、清算参加者が次の各号に掲げる基準に抵触したときは、原則として業務方法書第19条の規定に基づき、当該各号に掲げる書類の提出を請求するものとし、当該書類の提出期限、方法等必要な事項はその都度定める。

- (1) 清算参加者（他社清算参加者及び親会社保証により清算資格を取得した者を除く。）の純資産額の業務方法書第27条第1項第1号から第3号に

規定する純資産額（以下「必要純資産額」という。）に対する比率が150パーセントを下回ったとき

毎月末を基準日とする純資産額に関する調書

- (2) 清算参加者の純資産額（親会社保証により清算資格を取得した者にあつてはその親会社の純資産額。次項において同じ。）の必要純資産額に対する比率が120パーセントを下回ったとき

毎月央・月末を基準日とする純資産額に関する調書及び純資産額の改善に関する報告書等当社が指定する書類

- 2 当社は、当該清算参加者が純資産額の必要純資産額に対する比率が2か月間連続して150パーセント（他社清算参加者及び親会社保証により清算資格を取得した者にあつては、120パーセント）を上回る事となる等の理由により、当社が前項に規定する書類の提出について必要がないと認めるときは、当該書類の提出を終了させるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、別途報告又は資料の提出を求めることができる。

（純資産額規制比率に係る要件確認）

第7条の3 当社は、清算参加者（法第211条第1項の規定により純資産額規制比率を適用される商品先物取引業者である者に限る。以下この条において同じ。）の純資産額規制比率が次の各号に掲げる基準に抵触したときは、原則として業務方法書第19条の規定に基づき、当該各号に掲げる書類の提出を請求するものとし、当該書類の提出期限、方法等必要な事項はその都度定める。

- (1) 清算参加者（主務大臣に自己資本規制比率の届出を行う清算参加者を除く。）の純資産額規制比率が280パーセント（当該清算参加者が他社清算参加者である場合には400パーセント）を下回ったとき

週次の純資産額規制比率に関する届出書

- (2) 清算参加者（主務大臣に自己資本規制比率の届出を行う清算参加者を除く。）の純資産額規制比率が200パーセント（当該清算参加者が他社清算参加者である場合には280パーセント）を下回ったとき又は清算参加者（主務大臣に自己資本規制比率の届出を行う清算参加者に限る。）の自己資本規制比率が160パーセント（当該清算参加者が他社清算参加者である場合には220パーセント）を下回ったとき

日次の純資産額規制比率又は自己資本規制比率に関する届出書、当該規制比率の改善に関する報告書等当社が指定する書類

- 2 当社は、当該清算参加者の純資産額規制比率が2か月連続して280パー

セント（当該清算参加者が他社清算参加者である場合には400パーセント）又は自己資本規制比率が2か月連続して160パーセント（当該清算参加者が他社清算参加者である場合には220パーセント）を上回る事となる等の理由により、当社が前項に規定する書類の提出について必要ないと認めるときは、当該書類の提出を終了させるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、別途報告又は資料の提出を求めることができる。

（清算参加者に対する措置に関する取扱い）

第7条の4 業務方法書第27条の適用にあたっては、当社は、必要に応じて、同第19条の規定に基づき、清算参加者に対し報告及び資料の提出を求め、現状、見通し等の状況を十分確認するものとする。

（清算資格の喪失申請）

第8条 業務方法書第20条に規定する清算資格の喪失申請は、清算資格の喪失申請者が次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格喪失申請書を当社に提出して行うものとする。

(1) 喪失しようとする清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別

(2) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）

(3) 本店又は主たる事務所の所在地

(4) 代表者名

(5) 清算資格の喪失申請理由

- 2 前項の清算資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 清算資格の喪失に係る日程表

(2) その他当社が必要と認める書類

（当社への金銭の納入）

第9条 業務方法書第26条第5号に規定する当社への金銭等の払込み、納入又は預託は、決済銀行を通じてこれを行うものとする。

（清算受託契約）

第10条 業務方法書第38条に規定する清算受託契約は、様式3により行うものとする。

(清算受託契約に関する報告)

第10条の2 業務方法書第39条第2項に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の様式に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1) 締結した清算受託契約において、非清算参加者との合意により定めることが認められている規定について変更したとき
- (2) 非清算参加者との間で商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる旨の条件を定めたとき又は変更したとき。

(債務の内容等の確認)

第11条 業務方法書第45条第2項に規定する債務の内容及びその決済に必要な事項の確認は、清算参加者が電子情報機器を用いてこれを行うものとする。

(清算約定の申告)

第12条 業務方法書第49条第4項に規定する申告の区分及び時限並びに申告内容の訂正は、指定市場開設者が定める売買玉明細の届出又は転売買戻し申告及び権利行使の届出又は申告に係る規定を準用する。

(帳入値段)

第13条 業務方法書第51条に規定する帳入値段は、指定市場開設者から通知を受けた値段によるものとする。

(委託者の計算の取扱い)

第13条の2 業務方法書第53条の規定に基づく約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価のうち、委託者の計算をもってするものについては、海外顧客（国外に居住する者で、非清算参加者のうち指定市場開設者の定めるところにより商品清算取引の委託の取次ぎの依頼を受ける者（「遠隔地仲介非清算参加者」という。）に商品清算取引の委託の取次ぎを依頼した者をいう。）の計算をもってするものを含むものとする。

(最終決済価格等)

第14条 業務方法書第52条第3項に規定する最終清算価格、第55条に規定する最終決済価格及び第57条に規定する最終決済指数は、指定市場開設

者の定めるところにより算出した額とする。

(建玉の移管の申請時限等)

- 第14条の2 業務方法書第60条の2第1項及び第4項に規定する当社の承認を受けようとする清算参加者は、当社が別に定める書面及び指定市場開設者に提出した当該建玉の移管に係る申請書を併せて提出するものとし、その他必要な書類については当社が別に定めるものとする。
- 2 業務方法書第60条の2第2項及び第4項に規定する当社が定める時限は、指定市場開設者が定める時限までとする。ただし、当社が別に時限を定めた場合にあつては、この限りではない。
- 3 前項に規定する時限は、指定市場開設者が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当社が指定した時限までに当該申請を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める時限とする。この場合においては、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。
- 4 業務方法書第60条の2第2項及び第4項に規定する当社への申請は、取引日（業務方法書第50条第1項に規定する取引日をいう。次項において同じ。）の終了時の建玉について行うものとする。
- 5 業務方法書第60条の2第3項に規定する当社が定める時刻は、取引日の取引終了後とする。

(ギブアップに係る清算手数料の取扱い)

- 第14条の3 業務方法書第47条の2に規定する清算手数料の返戻は、当該ギブアップが行われた計算区域が属する月の翌月に、当該消滅した清算対象取引を行った清算参加者に返戻するものとする。

(清算預託金)

- 第15条 業務方法書第47条の2に規定する一般清算預託金の返戻、同第61条第2項に定める一般清算預託金及び特別清算預託金の額及び預託の方法、同条第4項に定める分別保管の方法、同第62条第1項に定める一般清算預託金の累積限度額、同条第2項に定める一般清算預託金の預託の停止並びに同第64条第2項に定める特別清算預託金及び同条第3項に定める一般清算預託金の返戻は、清算預託金に関する取扱要綱の定めるところによる。
- 2 業務方法書第61条第3項に定める有価証券等は、充用有価証券に関する取扱要綱に定めるところによる。

(決済不履行による損失の補填)

第16条 業務方法書第72条第1項第1号に定める清算参加者が当社に預託している自己分の取引証拠金に係る指定商品市場ごとの算出は、当該清算参加者が当社に預託している自己分の取引証拠金の額に以下により算出した指定商品市場ごとの比率を乗じて求めるものとする。

① 指定商品市場ごとに次の額を算出

「(自己建玉×プライス・スキャンレンジ) + (納会月割増額対象自己建玉×納会月割増額の単価) + (取引受渡証拠金の額) + (自己売りオプション建玉×売りオプション最低証拠金額)」

② ①を合計した額により、指定商品市場ごとに算出した①の額を除すことにより比率を求める。

2 業務方法書第72条第1項第4号に定める清算参加者が返還請求権を有する委託分の取引証拠金に係る指定商品市場ごとの算出は、当該清算参加者が返還請求権を有する額に以下により算出した指定商品市場ごとの比率を乗じて求めるものとする。

① 指定商品市場ごとに次の額を算出

「(委託建玉×プライス・スキャンレンジ) + (納会月割増額対象委託建玉×納会月割増額の単価) + (取引受渡証拠金の額) + (委託売りオプション建玉×売りオプション最低証拠金額)」

② ①を合計した額により、指定商品市場ごとに算出した①の額を除すことにより比率を求める。

(他の清算参加者による補填)

第17条 業務方法書第72条第7項に規定する他の清算参加者の負担は、支払不能清算参加者の債務ごとに、次の各号に掲げる者に負担させるものとする。

(1) 業務方法書第73条第1号に規定する違約受渡玉の引受値段と受渡値段の差金に係る不足額については、業務規程の定めるところにより、被違約者の被違約受渡玉数に按分して割当て、その割当てを受けた清算参加者(割当てを受けた者が非清算参加者の場合は当該非清算参加者の指定清算参加者)の負担とする。

(2) 業務方法書第73条第2号に規定する違約受渡玉の附加賠償額に係る不足額については、業務規程の定めるところにより、違約受渡玉の反対受渡玉を有する清算参加者(反対受渡玉を有する者が非清算参加者の場合は当該非清算参加者の指定清算参加者)の反対受渡玉に按分して割当て、その割当てを受けた清算参加者の負担とする。

- (3) 業務方法書第73条第3号に規定する違約中間玉の附加賠償額に係る不足額については、業務規程の定めるところにより、違約中間玉の反対建玉を有する清算参加者（反対建玉を有する者が非清算参加者の場合は当該非清算参加者の指定清算参加者）の反対建玉に按分して割当て、その割当てを受けた清算参加者の負担、又は違約中間玉を引き受けた清算参加者の負担とする。
- (4) 業務方法書第73条第4号に規定する違約中間玉の引受値段と引き受けたときの約定値段との差金の不足額については、業務規程の定めるところにより、違約中間玉の反対建玉を有する清算参加者（反対建玉を有する者が非清算参加者の場合は当該非清算参加者の指定清算参加者）の反対建玉に按分して割当て、その割当てを受けた清算参加者の負担、又は違約中間玉を引き受けた清算参加者の負担とする。
- (5) 業務方法書第73条第5号に規定する違約中間玉に係る支払不能清算参加者の損計算となった差金の不足額については、当該支払不能清算参加者の損計算となった各計算区域において益計算となった清算参加者の益金額に按分して割当て、その割当てを受けた清算参加者の負担とする。
- (6) 業務方法書第73条第6号の金額の不足額については、当社の負担とする。
- (7) 業務方法書第73条第7号の金額の不足額については、その相手方清算参加者（相手方が非清算参加者の場合は当該非清算参加者の指定清算参加者）の負担とする。

(決済不履行に係る損失の計算)

第18条 業務方法書第73条に規定する損失の計算は、支払不能清算参加者に係る指定商品市場ごとの損益を通算せずに、当該指定商品市場単位でこれを計算するものとする。

(決済銀行)

第19条 業務方法書第76条第1項に規定する決済銀行は、次のとおりとする。

- みずほ銀行小舟町支店
- りそな銀行日本橋支店
- りそな銀行船場支店
- 三井住友銀行大阪西支店

2 業務方法書第76条第2項の規定を適用する場合に清算参加者が清算を行うべき金融機関は、当該清算参加者の決済銀行以外の金融機関（前項に掲げ

る金融機関以外の金融機関を含む。)であって、清算参加者があらかじめ当社に届け出た金融機関とする。この場合、業務方法書第76条第1項に規定する清算を、清算参加者は当社が指定する決済銀行への振込みにより行うものとし、当社は清算参加者が開設した当該金融機関の口座への振込みにより行うものとする。

(システム障害時等における決済日の繰延べ)

第20条 業務方法書第77条第1項に規定する決済日の繰り延べに関し、当社は、当社又は指定市場開設者のシステムの障害等により一部の指定商品市場の約定差金、帳入差金、権利行使差金又はオプションの対価(以下本条において「差金等」という。)を計算できず、業務方法書第77条第1項の規定により決済の一部を繰延べて決済を行なう場合において、清算参加者がこのことを理由として、繰延べた指定商品市場を除いたその他の商品市場に係る差金等を納入できない旨繰延べた指定商品市場分の差金等の見込額を添付して申告した場合、当社が当該申告を適切であると認めるときは、同第53条第2項の規定により授受する金額の全部又は一部を、当社が指定する繰延べた指定商品市場の決済を行う日まで猶予する。

- 2 前項の当社が猶予する額は、当該清算参加者が当社に対して納入しなければならない金額のうち、当該申告した額の範囲内で当社が指定する額とする。
- 3 第1項及び次条に規定する場合以外の場合については、当社は、必要な措置をその都度定めるものとする。

(決済銀行システム障害時等における特例措置)

第20条の2 業務方法書第76条第2項を適用する場合において、清算参加者が決済銀行に資金を集中させていること等により当該決済銀行以外の金融機関を通じた清算が困難なことを理由として、当社に納入すべき金額の全部又は一部を納入できない旨を、当該決済銀行における当該清算参加者の口座残高(他の金融機関から当該決済銀行へ送金中の金額を含む。次項において同じ。)を添付して、当社がその都度指定する時刻までに申告し、かつ、当社が当該申告を適切であると認めるときは、当社は、業務方法書第77条第1項の規定に基づき当該清算参加者が当社へ納入すべき金額の全部又は一部を当社が指定する日まで猶予する。

- 2 前項の当社が猶予する額(次項において「猶予額」という。)は、当該決済銀行における当該清算参加者の口座残高を上限に、当該清算参加者が当社に納入すべき金額のうち、当該申告した額の範囲内で当社が指定する額とする。
- 3 猶予額に関して、当社に金融機関の金利負担が生じたときは、当社の請求

に基づき当該清算参加者はこれを負担しなければならない。

(分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)

第21条 業務方法書第80条第1項に規定する分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎについて、第14条の2の規定を準用するものとする。

2 業務方法書第80条第2項に規定する分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎについて、他社清算参加者が非清算参加者の商品清算取引に基づく清算約定で未決済のものの引継ぎを行おうとするときは、当該清算参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて、当該非清算参加者の同意を得るものとする。

(改正権限)

第22条 本要綱の変更は、代表取締役社長の決裁をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

第15条及び第16条の変更規定は、平成18年4月4日から実施する。

附 則

第16条の変更規定は、平成18年5月1日から実施する。

附 則

第20条の変更規定は、平成18年7月26日から実施する。

附 則

第7条の変更規定は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

第6条の変更規定は、平成19年10月1日から実施し、第20条を第21条に改める変更及び第20条の新設規定は、平成19年10月31日から実施する。

附 則

第7条の変更規定は、平成19年12月28日から実施する。

附 則

第6条の変更規定は、平成20年10月1日から実施し、同日の取引に係る債務引受分から適用する。

附 則

- 1 第2条（清算資格の取得申請）及び第7条（届出事項）の変更、第3条の削除並びに第7条の2（要件確認）の新設は、業務方法書（以下「方法書」という。）第7条（清算資格の要件）の改正認可の施行される日（平成21年1月22日）から実施する。ただし、商品取引員以外の清算参加者の作成する第7条第3項第6号の書類については、平成21年3月末日基準日のものから提出する。
- 2 平成21年1月22日から施行される方法書附則2に基づき、方法書第7条の規定にかかる同第6条の清算資格の取得の申請を行う場合にお

いて、施行日において現に清算資格を有する清算参加者にあつては、以下のとおりとする。

- ① 第4条の規定にかかわらず、清算資格取得手数料は不要とする。
- ② 第2条の規定にかかわらず、同条第1項第5号及び同条第2項第1号、第2号並びに第5号（直前三事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に限る。）の書類の提出は不要とする。
- ③ 第2条第2項第4号の規定にかかわらず、平成21年3月末日までに申請を行う者にあつては、同号に定める純資産額調書の作成日は、平成20年9月末日以降を基準日として作成されたものとする。

附 則

第2条（清算資格の取得申請）、第5条（清算参加者契約の締結）、第7条の2（要件確認）、第10条（清算受託契約）及び第17条（他の清算参加者による補填）の変更規定は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

- 1 第2条（清算資格の取得申請）、第7条（届出事項）及び第7条の2（要件確認）の変更規定は、平成21年10月1日から実施する。
- 2 第17条（他の清算参加者による補填）の変更規定は、平成21年10月8日から実施する。
- 3 （様式3）清算受託契約書の変更規定は、平成21年10月13日から実施する。

附 則

第2条（清算資格の取得申請）及び第7条（届出事項）の変更規定は、平成21年10月8日から実施する。

附 則

第20条（システム障害時等における決済日の繰延べ）の変更規定は、平成22年4月26日から実施する。

附 則

第2条（清算資格の取得申請）、第7条（届出事項）、第7条の2（要件確認）及び第21条（分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ）の変更規定並びに第14条の2（建玉の移管の申請時限等）及び第22条（改正権限）の新設規定は、平成23年1月1日から実施し、第16条（決済不履行

による損失の補填) の変更規定は平成 23 年 1 月 4 日から実施する。

附 則

第 7 条の 2 (純資産額に係る要件確認) の変更及び第 7 条の 3 (純資産額規制比率に関する要件確認) 並びに第 7 条の 4 (清算参加者に対する措置に関する取扱い) の新設規定は、平成 23 年 7 月 27 日から実施する。

附 則

第 6 条の変更規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施し、9 月 30 日夜間取引に係る債務引受分から適用する。

附 則

第 7 条の 2 (純資産額に係る要件確認) 及び第 7 条の 3 (純資産額規制比率に関する要件確認) の変更規定は、平成 23 年 11 月 17 日から実施する。

附 則

第 14 条の 3 の新設 (ギブアップに係る清算手数料の取扱い) 及び第 15 条の変更 (ギブアップに係る一般清算預託金の返戻) は、平成 23 年 12 月 19 日から実施する。

附 則

(様式 1) 清算参加者契約書 (内国法人用) 及び (様式 2) 清算参加者契約書 (外国法人用) の変更規定は、平成 24 年 5 月 7 日から実施する。

附 則

第 2 条 (清算資格の取得申請)、第 7 条 (届出事項)、第 7 条の 2 (純資産額に係る要件確認) 及び第 7 条の 3 (純資産額規制比率に関する要件確認) の変更規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

第 7 条 (届出事項) 及び第 7 条の 3 (純資産額規制比率に係る要件確認) の変更規定は、平成 25 年 1 月 7 日から実施する。

附 則

第 5 条の 2 (審問に関する手続き) の新設規定は、平成 25 年 2 月 12 日から実施する。

附 則

第19条（決済銀行）の変更規定は、平成25年4月30日から実施する。

附 則

第19条（決済銀行）及び第20条（システム障害時等における決済日の繰延べ）の変更規定並びに第20条の2（決済銀行システム障害時等における特例措置）の新設規定は、平成25年6月28日から実施する。

附 則

第2条（清算資格の取得申請）、第3条（指定市場開設者の会員等でない他社清算参加者の資格要件等）、第7条（届出事項）、第7条の2（純資産額に係る要件確認）及び（様式3）清算受託契約書の変更規定並びに第13条の2（委託者の計算の取扱い）の新設規定は、平成26年3月31日から実施する。

附 則

第14条の2（建玉の移管の申請時限等）の変更規定は、平成27年1月8日から実施する。

附 則

第2条（清算資格の取得申請）及び第7条（届出事項）の変更規定は、平成27年6月23日から実施する。

附 則

第2条（清算資格の取得申請）の変更規定は、平成27年6月30日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

附 則

第7条（届出事項）及び第7条の3（純資産額規制比率に係る要件確認）の変更規定は、平成27年6月30日から実施する。

附 則

第7条（届出事項）の変更規定は、平成27年10月7日から実施する。

附 則

第6条（清算手数料）の変更規定は、平成28年4月1日から実施し、平

成 2 8 年 3 月 3 1 日 夜間取引に係る債務引受分から適用する。

附 則

第 1 条 第 1 7 条（他の清算参加者による補填）及び第 1 8 条（決済不履行に係る損失の計算）の変更規定並びに第 1 0 条の 2（清算受託契約に関する報告）の新設規定は、平成 2 8 年 7 月 2 1 日から実施する。

第 2 条 第 1 2 条（清算約定の申告）、第 1 3 条の 2（委託者の計算の取扱い）、第 1 4 条（最終決済価格等）及び（様式 3）清算受託契約書の変更規定は、平成 2 8 年 9 月 2 0 日から実施する。

第 3 条 実施日前の業務方法書運用要綱に基づき締結した清算受託契約書については、実施日において本要綱の相当の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

第 6 条（清算手数料）の変更規定は、平成 2 8 年 9 月 2 0 日から実施する。

附 則

第 7 条の 2（純資産額に係る要件確認）の変更規定は、平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日から実施する。

別 表

清算手数料等

区分	清算手数料等
先物取引及びオプション取引の売買約定に係る清算手数料	売り買いそれぞれ 1枚当たり6円
受渡しに係る清算手数料	1枚当たり1円
オプション取引の権利行使及び権利行使割当てに係る清算手数料	1枚当たり6円
未決済約定の引継ぎに係る手数料 (注)	1枚当たり6円 ただし、上限50,000円

(注) 引継先清算参加者から徴収

(様式1)
(内国法人用)

清算参加者契約書

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構
代表取締役社長

殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

当社は、株式会社日本商品清算機構（以下「貴社」という。）の清算参加者として、次の事項を承諾します。

1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下「規則」という。）に従い、また、これを遵守すること。
2. 規則に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務の引受けの停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約時点において、当社（当社の役員又は実質的に経営に関与する者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことをここに確認した上で、将来にわたって、当社がこれらに反していることが判明したときは、貴社は、当社に対して何らの通知催告なく、清算資格の取消しができること。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 当社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係

を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 4. 当社が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当社が一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当社を指定清算参加者とする非清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。
- 5. 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当社が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとする。
- 6. 当社と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以上

(様式2)
(外国法人用)

清算参加者契約書

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構
代表取締役社長

殿

所在地

商号 又は 名称

代表者名

印

当社は、株式会社日本商品清算機構（以下「貴社」という。）の清算参加者として、次の事項を承諾します。

1. 貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下「規則」という。）に従い、また、これを遵守すること。
2. 規則に基づいて貴社が行う、清算資格の取消し、債務の引受けの停止その他の措置に従うこと。
3. 本契約時点において、当社（当社の役員又は実質的に経営に関与する者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことをここに確認した上で、将来にわたって、当社がこれらに反していることが判明したときは、貴社は、当社に対して何らの通知催告なく、清算資格の取消しができること。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 当社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係

を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
4. 当社が清算資格を喪失する場合は、その喪失について当社が一切の責任を負い、貴社、他の清算参加者、当社を指定清算参加者とする非清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけること。
 5. 貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当社が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。
 6. 当社と貴社との間の諸通知（授受する書類を含む。）は日本語で作成し、金額の表示については本邦通貨で表示したものにより行うこと。
 7. 当社と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以上

清算受託契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）及び〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙の委託に基づき甲が行う商品清算取引に関し、次のとおり契約する。

（商品清算取引の対象取引）

第1条 本契約において対象となる清算対象取引は、株式会社日本商品清算機構（以下「清算機構」という。）の業務方法書に定める指定市場開設者及び指定商品市場における取引とする。

（指定清算参加者としての指定）

第2条 乙は、対象取引について、常に商品清算取引の委託先とする清算参加者（以下「指定清算参加者」という。）として甲を任意に指定することができるものとする。この場合において、甲は清算機構に対し、乙は指定市場開設者に対し、あらかじめ届出を行うもの（指定市場開設者の承認が必要な場合は、承認を受けるもの）とする。

（指定を受けた場合の未決済約定の引継ぎ）

第3条 甲は、乙が指定清算参加者として甲以外の清算参加者を指定していた場合において、当該指定を甲に変更したとき、乙の商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、変更前の指定清算参加者から引き継ぐものとする。

2 甲は、乙がその有する清算資格を喪失した場合において、甲を指定清算参加者として指定した場合には、乙の清算約定で未決済のものを引き継ぐものとする。

（指定を変更した場合等の未決済約定の引継ぎ）

第4条 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、当該指定を指定市場開設者の定めるところにより他の清算参加者に変更したときは、乙の商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、乙が新たに指定した他の清算参加者に引き継ぐものとする。

2 甲は、乙が指定清算参加者として甲を指定していた場合において、乙が清算資格を取得したときは、乙の商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを、乙に引き継ぐものとする。

(商品清算取引の成立)

第5条 甲が乙から指定清算参加者として指定されている場合における商品清算取引については、乙が甲を代理して当該取引を成立させるものとする。

- 2 前項の場合において、商品清算取引の委託については、指定市場開設者が定めるところにより乙が取引を行ったときに、乙から甲に対し商品清算取引の委託の申込みが行われ、かつ、甲は商品清算取引の受託をしたものとみなす。

(商品清算取引口座)

第6条 乙の商品清算取引の委託に基づく取引に係る取引証拠金、値洗いのために授受する金銭（約定差金、帳入差金及び権利行使差金に相当する金銭をいう。）、オプションの対価、その他授受する有価証券等及び金銭は、すべて乙が甲に設定する商品清算取引口座において処理するものとする。

(期限の利益の喪失)

第7条 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲から通知、催告等がなくても商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送されたとき。
- (4) 乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について差し入れ又は預託している担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

2 乙について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしなければならない。

- (1) 乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したとき。

- (2) 乙の甲に対する債務（商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。

(支払の停止があった場合等における取扱い)

- 第8条 前条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は指定市場開設者の定めるところにより、当該指定市場開設者に対し、乙のすべての商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものにつき、整理を行いたい又は甲が指定する清算参加者に整理を行わせたい旨を申し出ることができる。
- 2 甲は前項の申出を行ったときは、直ちに、その旨を清算機構に報告しなければならない。
- 3 第1項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、乙の現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又はオプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行った結果、甲又は甲が指定する清算参加者が損失を生じた場合には、乙は、甲に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙が指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたときは、甲は当該処分を行った指定市場開設者及び清算機構の定めるところに、乙は当該処分及び処分を行った指定市場開設者の定めるところに従うものとする。

(差引金額)

- 第9条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失し、甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務を履行しなければならない場合には、当該債務と乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権その他一切の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず、甲はいつでも相殺することができる。
- 2 前項の相殺ができる場合には、甲は事前の通知及び所定の手続きを省略し、乙に代わり諸預け金の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することもできる。
- 3 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率及び甲に対する債務の遅延損害金の率については甲の定める率によるものとする。

(充用有価証券等の処分)

第10条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、商品清算取引に基づく取引に係る債務の履行を確保するために乙が取引証拠金として差し入れている充用有価証券等（清算機構の取引証拠金等に関する規則第9条第1項に定める充用有価証券等をいう。）を、乙の計算において、その方法、時期、場所、価格等につき甲の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は乙は直ちに弁済を行うものとする。

（占有物の処分）

第11条 第7条の規定により乙が期限の利益を喪失したときは、甲は、占有している乙の動産、有価証券等を処分できるものとし、この場合甲はすべて前条に準じて取り扱うものとする。

（弁済等充当の順序）

第12条 債務の弁済又は第9条の差引計算を行う場合、乙の甲に対する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

（遅延損害金の支払）

第13条 乙が商品清算取引の委託に基づく取引に係る甲に対する債務の履行を怠ったときは、乙は、甲の請求により、甲に対し履行期日の翌日より履行の日までに、甲の定める率による遅延損害金を支払うものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第14条 乙は甲に対して有する商品清算取引の委託に基づく取引に係る債権を他に譲渡又は質入れをしてはならない。

（本契約の解約）

第15条 本契約は甲乙協議のうえ、合意により本契約を解約することができる。

2 前項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から〇ヶ月以上前に、相手方に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、本契約を解約することができる。

3 前2項の規定によるほか、甲は、乙が第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解約ができる。

- 4 前3項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲は、清算機構に対し、乙は指定市場開設者に対しあらかじめ届出を行うものとする。この場合、第1項による解約の場合は解約しようとする日の3営業日前までの日、第2項による解約の場合は甲が相手方に対し書面により解約の意思を申し出た又は申し出を受けた後遅滞なく、前項による解約の場合は解約しようとする日の前日（休業日にあたる日は、順次繰り上げる。）までに当該届出を行うものとする。
- 5 本契約の解約までに成立した商品清算取引（第8条第1項の申出に基づき、指定市場開設者が乙を違約者とみなしたことにより、現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又はオプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）が行われた場合及び同条第4項の規定に基づき指定市場開設者及び清算機構の定めるところに従い現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引に係る転売若しくは買戻し又はオプション取引に係る転売、買戻し若しくは権利行使（これらの委託を含む。）を行う場合を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。
- 6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、甲が第4項に定める届出を行わなかった場合には、本契約の解約は、その効力を生じない。

（特例解約）

- 第15条の2 前条の規定にかかわらず、商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる旨の条件をあらかじめ甲と乙の合意により定めている場合において、乙が当該条件に該当したときは、甲は解約を希望する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに乙に対し書面により解約の意思を申し出ることにより、解約することができる。
- 2 前項の規定による本契約の解約（以下「特例解約」という。）をしようとする場合には、甲は、乙に対し書面により特例解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該特例解約を行おうとする日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに清算機構に対し届出を行うものとする。
 - 3 特例解約までに成立した商品清算取引（特例解約に係る転売、買戻し又は権利行使を含む。）に関しては、引き続き本契約を適用する。
 - 4 前項のほか、決済履行確保の観点から清算機構が特に必要と認める取引については、引き続き本契約を適用する。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、甲が第2項に定める届出を行わなかった場合には、特例解約は、その効力を生じない。

(当月限建玉の決済等の特約)

第15条の3 甲と乙は、商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の現実性の観点から、次に掲げる事項について特約を定めるものとする。

- (1) 甲の指定する日時までに、乙の有する当月限建玉にかかる受渡しの有無、受渡品の調達状況等必要な事項を甲に対して遅滞なく報告すること
 - (2) 受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券等、または買付けに係る総取引金額を差し入れる日時
 - (3) 商品清算取引の委託に基づく取引に係る数量の限度
- 2 前項の規定にかかわらず、甲と乙は乙の有する当月限建玉について受渡を行わない旨又は乙の有する建玉についてあらかじめ定める日までに転売若しくは買戻しにより決済を行う旨の特約を定めることができる。
- 3 乙が前2項の規定に定める特約に違反したときは、甲は乙の商品清算取引の委託に基づく清算約定で未決済のものを決済するため、当該未決済の清算約定に関する建玉を乙の計算において、転売若しくは買戻しにより任意に処分する又は甲が指定する指定市場開設者の会員等に引き継ぐことができる。
- 4 第8条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(報告)

第16条 乙は、甲が請求したときは、商品清算取引の委託に基づく取引に関して必要な事項を甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

- 2 乙は、第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由を生じたとき、又は、指定市場開設者から商品市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止された場合、又は除名されたとき（本契約に基づく商品清算取引の委託に基づく取引に係るものに限る。）は、甲に対し直ちに書面をもってその旨の報告をしなければならない。

(乙の義務)

第17条 乙は、乙又は乙に係る清算取次者が差換預託をしているときはその旨を甲に対し通知するとともに、清算機構が定める取引証拠金等に関する規則に基づき必要な事項を甲に通知しなければならない。

(秘密保持)

第18条 甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、指定市場開設者又は清算機構の調査に応じる場合その他正当な理由がある場合を除

き、第三者に漏らしてはならない。

(届出事項の変更届出)

第19条 乙は、商号若しくは名称、代表者、甲に届け出た印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、甲に対し直ちに書面をもってその旨届け出なければならない。

(免責事項)

第20条 天災地変等の不可抗力により、乙の請求に係る担保物の返還が遅延した場合に生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

2 前項の事由による担保物の紛失、滅失、毀損等の損害についても甲はその責を負わないものとする。

3 甲が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については甲はその責を負わないものとする。

(通知の効力)

第21条 乙が甲に届け出た住所又は事務所にあて、甲によりなされた商品清算取引の委託に基づく取引に関する諸通知が乙の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものととする。

(電磁的方法による報告等)

第22条 乙は、第16条第2項の規定による書面による報告又は第19条の規定による書面（印章又は署名鑑の変更にかかるものを除く。）による届出に代えて、甲の承諾を得た場合には、当該報告又は届出を行うための書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供することができる。この場合において、乙は、書面により当該報告又は届出を行ったものとみなす。

(適用法)

第23条 本契約は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとする。

(合意管轄)

第24条 本契約に基づく商品清算取引の委託に基づく取引に関する訴訟につ

いては、甲の本店又は〇〇支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(振替、付替又はギブアップに係る契約の締結の承諾)

第25条 乙が振替、付替又はギブアップに係る契約を締結する場合には、乙はその都度あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、振替、付替又はギブアップに係る契約について解約があったときは、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、記名捺印のうえ甲乙それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

住 所
甲（清算参加者） 商号又は名称
代 表 者 印

住 所
乙（非清算参加者） 商号又は名称
代 表 者 印

(注1) 第15条第2項中「〇か月」の部分については、甲と乙の合意により、1ヶ月以上の月数を記入するものとする。

(注2) 第15条の2については、同条第1項に規定する債務の履行の確実性の観点から本契約を解約することができる条件を甲と乙の間であらかじめ定めない場合は、本契約から削除することができる。

(注3) 第24条の合意管轄については、甲と乙との合意により、適当と認める修正を行うことができる。